

市第88号議案

横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する
条例の一部改正

横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の
一部を改正する条例を次のように定める。

平成24年12月 6 日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例（番号）

横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する
条例の一部を改正する条例

横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例（
平成 4 年 9 月横浜市条例第44号）の一部を次のように改正する。

目次中

「第 4 章の 2 生活環境影響調査の結果の縦覧等の手続（第38条
の 2 第38条の 6 ）」

を

「第 4 章の 2 市が行う一般廃棄物処理施設の設置等に関する手
続及び管理

第 1 節 生活環境影響調査の結果の縦覧等の手続（第38条の
2 第38条の 6 ）

第 2 節 技術管理者の資格（第38条の 7 ）」

に改める。

第 4 章の 2 の章名を次のように改める。

第 4 章の 2 市が行う一般廃棄物処理施設の設置等に関する
手続及び管理

第 4 章の 2 中第 38 条の 2 の前に次の節名を付する。

第 1 節 生活環境影響調査の結果の縦覧等の手続

第 4 章の 2 中第 38 条の 6 の次に次の 1 節を加える。

第 2 節 技術管理者の資格

第 38 条の 7 法第 21 条第 3 項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。

- (1) 技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）第 2 条第 1 項に規定する技術士（化学部門、上下水道部門又は衛生工学部門に係る第 2 次試験に合格した者に限る。）
- (2) 技術士法第 2 条第 1 項に規定する技術士（前号に該当する者を除く。）であって、1 年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
- (3) 2 年以上法第 20 条に規定する環境衛生指導員の職にあった者
- (4) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に基づく大学（短期大学を除く。次号において同じ。）の理学、薬学、工学又は農学の課程において衛生工学又は化学工学に関する科目を修めて卒業した後、2 年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (5) 学校教育法に基づく大学の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学又は化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、3 年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (6) 学校教育法に基づく短期大学又は高等専門学校の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学又は化学工学に関する科目を修めて卒業した後、4 年以上廃棄物の

処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

- (7) 学校教育法に基づく短期大学又は高等専門学校の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学又は化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、5年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (8) 学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校において土木科、化学科又はこれらに相当する学科を修めて卒業した後、6年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (9) 学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校において理学、工学若しくは農学に関する科目又はこれらに相当する科目を修めて卒業した後、7年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (10) 10年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (11) 前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

提 案 理 由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法令の整備に伴い、横浜市が設置する一般廃棄物処理施設に置かれる技術管理者の資格を定めるため、横浜市廃棄物等の減量化、

資源化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する必要があるの
で提案する。

参 考

横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する
条例（抜粋）

（上段 改正案）
（下段 現 行）

目次

（第 1 章から第 4 章まで省略）

第 4 章の 2 市が行う一般廃棄物処理施設の設置等に関する手続
生活環境影響調査の結果の縦覧等の手続（第 38 条の
及び管理
2 第 38 条の 6）

第 1 節 生活環境影響調査の結果の縦覧等の手続（第 38 条の 2
第 38 条の 6）

第 2 節 技術管理者の資格（第 38 条の 7）

（第 5 章から第 8 章まで及び附則省略）

第 4 章の 2 市が行う一般廃棄物処理施設の設置等に関する
生活環境影響調査の結果の縦覧等の手続
手続及び管理

第 1 節 生活環境影響調査の結果の縦覧等の手続

第 2 節 技術管理者の資格

第 38 条の 7 法第 21 条第 3 項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。

- (1) 技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）第 2 条第 1 項に規定する技術士（化学部門、上下水道部門又は衛生工学部門に係る第 2 次試験に合格した者に限る。）
- (2) 技術士法第 2 条第 1 項に規定する技術士（前号に該当する者を除く。）であって、1 年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
- (3) 2 年以上法第 20 条に規定する環境衛生指導員の職にあった者
- (4) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に基づく大学（短期大学を除く。次号において同じ。）の理学、薬学、工学又は農学の課程において衛生工学又は化学工学に関する科目を修めて卒業した後、2 年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (5) 学校教育法に基づく大学の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学又は化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、3 年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (6) 学校教育法に基づく短期大学又は高等専門学校の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学又は化学工学に関する科目を修めて卒業した後、4 年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (7) 学校教育法に基づく短期大学又は高等専門学校の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学又は

化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、5年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(8) 学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校において土木科、化学科又はこれらに相当する学科を修めて卒業した後、6年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(9) 学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校において理学、工学若しくは農学に関する科目又はこれらに相当する科目を修めて卒業した後、7年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(10) 10年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(11) 前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（抜粋）

（技術管理者）

第 21 条 （第 1 項及び第 2 項省略）

3 第 1 項の技術管理者は、環境省令で定める資格（市町村が第 6 条の 2 第 1 項の規定により一般廃棄物を処分するために設置する一般廃棄物処理施設に置かれる技術管理者にあつては、環境省令で定める基準を参酌して当該市町村の条例で定める資格）を有する者でなければならない。